

## ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21253">http://hdl.handle.net/10291/21253</a>

## ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範

### Norms in the Logic of Reasons for Action in Joseph Raz

博士後期課程 公法学専攻 2015 年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

#### 【論文要旨】

本稿ではジョセフ・ラズの行為理由の論理学において命令規範、許可規範および権能付与規範がどのように位置づけられているのか明らかにする。そのために、第一に、これらの規範がどのように人々の行為を指導するのか、第二に、命令規範と許可規範については、それらが前提とする命令と許可が、義務論理学におけるそれらといかに異なっているかを考察する。

これらの検討を通して、第一に、三つの規範はそれぞれ固有の仕方実践的推論に寄与することで人々の行為を指導すること、第二に、行為理由の論理学における命令と許可は、二階の行為理由（排除理由）および二階の許可（排除許可）を導入して理解される点で、義務論理学とは異なること、が明らかになる。

【キーワード】 排除理由，命令規範，排除許可，許可規範，権能付与規範

#### 【目次】

- I 問題の所在——規範はどのように人々の行為を指導するのか
- II 命令規範
- III 許可規範
- IV 権能付与規範
- V 若干の検討
- VI おわりに

## I 問題の所在——規範はどのように人々の行為を指導するのか

ジョセフ・ラズは、義務論理学に代えて、行為理由の論理学を提唱した<sup>1</sup>。それは、実践哲学に二階理由、特に排除理由という概念<sup>2</sup>を取り入れ、それによって、法をはじめとする規範概念に統一的な説明を与えるようと試みてのことであった。人は、すべき行為を検討するとき、行為を支持する理由 (reason to  $\phi$ ) と、行為に反対する理由 (reason not to  $\phi$ ) ——これらは一階理由と呼ばれる。なお  $\phi$  は行為を表す動詞——とを比較して、何をすべきか決することがある。これに対して、ラズは、我々が実践的推論をするとき、一階理由だけではなく、二階理由をも考慮に入れていると主張する。二階理由には、「ある理由で行為する理由 (reason to  $\phi$  for a reason)」という肯定的二階理由と「ある理由では行為しない理由 (reason not to  $\phi$  for a reason)」という否定的二階理由がある。後者が「排除理由 (exclusionary reason)」と呼ばれる。ラズの主張によると、法やルール、本稿の検討対象の一つである命令規範 (mandatory norm) を行為理由として理解する場合には、排除理由という概念が重要な役割を果たしている。例えば、「ここでは喫煙禁止」というルールがあるとすると、このルールは「喫煙しない理由」であるとともに、「自分の判断を理由にして喫煙すること、をしない排除理由」でもある。周りにだれもないから吸ってもよいではないかといった主張は却下される。「周りにだれもない」という事実は喫煙禁止に反対する理由である (しかも一理ある) が、それはルールが「自分の判断で行為しないこと」を要求している以上無視されるのである。これが、ルールが排除理由であるゆえんである。なお、排除理由の定義は、命令規範の名宛人が自分の判断を理由にして行為することを排除するということではない。どういう理由を排除するかは、排除理由の言明に明示的または黙示的に含まれている。ただ、命令規範が排除理由として働く場合は、ほとんどもっぱら、名宛人自身の判断という理由を排除することが問題になる、というだけである。命令規範は、当該規範が指示する一階理由以外のほとんどすべての理由を排除する (詳しくは後述Ⅱ参照)。

本稿では、命令規範、許可規範 (permissive norm, permission norm) および権能付与規範 (power-conferring norm) という三つの規範が、行為理由の論理学で、どのように位置づけられているかを紹介および検討する。Ⅱで、命令規範を、Ⅲで、許可規範を、Ⅳで、権能付与規範を順次取り上げる。最後にⅤで、義務論理学などとの比較検討を通して、行為理由の論理学におけるラズの規範理解の独自性を明らかにしたい。

<sup>1</sup> ラズが行為理由の論理学を論じている著書として、Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1990) (以下では PRN と略記し、その引用および参照箇所を示す。) がある。行為理由の論理学については、拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集 (明治大学大学院) 第 52 号 (2020 年) で、紹介および若干の検討をした。

<sup>2</sup> 排除理由の概念については、拙稿「J. ラズにおける排除理由の概念——C. エッサートの批判を手がかりに——」法律論叢第 93 巻第 1 号 (2020 年 7 月公刊予定) で、概念上の変容の有無について検討した。

## II 命令規範

まず、ラズが命令規範ということではどのようなものを扱おうとしているのか説明しておこう。ラズは、説明の便宜のために、フォン・ウリクトの用語<sup>3</sup>を借用して、命令規範を、①義務論的演算子、②一定の行為を要求される名宛人、③名宛人に要求される規範行為 (norm act)、④名宛人が規範行為を要求される状況すなわち適用条件、の4つの要素からなるものとする (PRN, 50)。ラズに代わって、命令規範を定式化するなら、「②xは、④適用条件cの下で、③φす①べし」と表せる。

ラズは、命令規範が、行為をする一階理由であり、かつ衝突する考慮に基づいて行為しない排除理由であることを示すために三つの論拠を挙げる。第一に、蓋然則および権威者の指令が機能するためには、それを排除理由とみなさなければならないというルールをもつことの正当化理由による論拠と、第二に、決定と命令規範が実践的推論において果たす役割の類似性に依拠する論拠、第三に行為がレベルの異なる基準によって評価される際の我々の反応に依拠する論拠である (PRN, 58-59)。(なお、ラズ自身、ルールと命令規範とをほとんど区別していないため、本稿でも区別せずに用いる。)

### (1) ルールをもつことの正当化理由による論拠

#### (a) 蓋然則

蓋然則 (rule of thumb) と呼ばれるタイプのルールは、最もよく発生する事例のために作られる。蓋然則は、それが適用される状況で存在する確率の高い諸要因に関する判断に基づいて、すべき行為を命じる。そのため、蓋然則に従うなら、何をすべきかを決定するときに、時間を節約し、判断ミスリスクを減らし、あるいは自分で判断する労力を減らすことが可能となる。これによって、蓋然則をもつことは正当化される。時間を節約し、判断ミス減らし、労力を減らすためには、自分の判断に基づいて行為しないことが必要である。この意味で、蓋然則は、排除理由である (PRN, 62)。

#### (b) 権威者が出す規範

蓋然則が排除理由とみなされるべきであるのは、そうでないならば、それが間違いを減らし、判断する労力と時間を節約するという目的を達成できないからである。ラズによると、権威者が出す規範も同じように、排除理由とみなされないならば、その目的を達成できない。ラズは、知識や経験に基づく実践的権威、および社会的協同 (social cooperation) の要請に基づく実践的権威を、実践的権威の中心事例として取り上げ、それぞれ権威者の発言が排除理由とみなされない場合には、その目的が達成できないとする (PRN, 63)。

<sup>3</sup> G. H. von Wright, *Norm and Action* (Routledge & K. Paul, 1963), ch. V (The Analysis of Norms).

#### (ア) 知識や経験に基づく実践的権威

人は自分よりも経験や知識のある他人の意見や助言を利用して、自分自身で判断して行為するよりも適切な行為をすることができる。あるいは、自分では他者からの助言の正確さを判断できないとしても、自分の判断よりはままだと考えて、それを利用することができる。このとき、他人の助言を利用するなら、その助言は、自分の判断では行為しないという意味で、排除理由である (PRN, 63-64)。

#### (イ) 社会的協同の要請に基づく実践的権威

複数人の行為を調整する必要がある場合、人は権威者の発言を排除理由とみなさなければならない。なぜなら、権威者の指示に従わない——すなわち自分の判断で行為する——場合には、行為の調整に失敗するからである。各人は自分自身の判断に基づいては行為しない理由、すなわち排除理由として、権威者の発言を受け取らなければならない (PRN, 63)。

以上によると、時間節約装置、リスク削減装置および労力節約装置として正当化される蓋然則、並びに豊富な経験または社会的協同の必要性によって正当化される権威者の規範が、機能するためには、それらを排除理由とみなさなければならない。

### (2) 決定と命令規範が実践的推論で果たす役割の類似性

しかし、以上のような正当化がすべての命令規範が排除理由であると証明するわけではない。また、多くの場合、我々は、命令規範がどのようにして正当化されるかを知ることなく、命令規範として承認する。そのため、ラズは、決定と命令規範のアナロジーを使って、命令規範が排除理由であることを示そうとする。ラズによると、決定と命令規範は実践的推論において類似の役割を果たす、すなわち排除理由として機能する。

#### (a) 決定の観念

人は自分が何をすべきか決定することができる。人が何をすべきかを決定することは、何をすべきかについて結論に達し、さらなる情報や理由の探索をやめることである。したがって、決定は、さらなる行為理由や論拠に基づいて行為しない理由、すなわち排除理由である (PRN, 66-67)。

#### (b) 決定と規範のアナロジー

決定と規範は実践的推論において類似の役割を果たす。すなわち、どちらも実践的推論において排除理由として働く。行為者が一定の状況においてどう行為すべきか前もって決定したとすると、そのような状況に直面したときに、行為者は改めて何をすべきか考えることなく行為できる。この場合、行為者にとって決定は、自分の置かれた状況の諸事情についての判断に基づいて行為しない

理由であり、排除理由として機能する。

同じように、命令規範が存在する場合には、行為者は何をすべきか自分で判断する必要がない。行為者は、命令規範の適用条件が満たされる事例に直面した場合、命令規範が一定の理由を排除するため、状況をいちいち分析して何をすべきか判断する必要がないのである。そのため、命令規範は、行為をする一階理由であるだけでなく、それと衝突する理由を排除する理由でもある（PRN, 73）。

このように、決定も命令規範も、行為者が行為すべき状況において、他の理由を排除する理由として機能するのである。

### （3）行為がレベルの異なる基準で評価されるとき我々の反応

命令規範を排除理由とみなすべき論拠の一つとして、ラズは、レベルの異なる理由に直面したときの行為者の反応を挙げる。一階理由の比較衡量において要求される行為と、排除理由——二階理由の一種——も考慮に入れて（すなわち、一階理由の比較衡量を排除して）要求される行為が異なるとき、いずれの行為をしても、行為者は賞賛と批判の混合的な反応を受けることがある。例えば、xは「外出時はマスクを着用すべし」という命令規範に服すべき者であるが、そのときの状況を考慮するとそうすべきでないと考えたとする。この場合、xが、命令規範に従うなら、一階理由の比較衡量が示す行為をすることはできない。他方で、一階理由の比較衡量が要求する行為をするなら、命令規範に従うことはできない。命令規範に従わないなら、xは批判を受けるだろうが、一階理由の比較衡量が示す行為をしたということで、賞賛されるかもしれない。他方で、命令規範に従うなら、そのことによってxは賞賛されるだろうが、一階理由の観点からはすべき行為をしなかったため批判されるかもしれない。ラズによると、このような反応は、ある理由が別の理由より重みがあるがゆえに比較衡量で勝つ事例——二階理由である排除理由が登場しない事例——とは異なっている<sup>4</sup>（PRN, 74）。それゆえ、命令規範は、一階理由とは異なるレベルに属すると言え、排除理由である。

以上の三つの論拠（上記(1)(2)(3)）によって、ラズは、命令規範は、行為の一階理由であり、かつそれと衝突する理由では行為しない排除理由であると主張する。

### （4）命令規範と行為理由

#### （a）命令規範と、他の排除理由との違い

ラズによると、命令規範と他の排除理由には、実践的推論における機能においては何ら異なるどころはなく、存在的な差異しかない。このことで彼が何を言っているかというところ、命令規範だけでなく、命令が出されたという事実またはその理由も排除理由となりうるが、そうした規範の成立根

---

<sup>4</sup> また、行為がレベルの異なる基準で評価されるとき我々の反応については、PRN, 43-45も参照。

拠をわきに置いておいて、規範（の存在）自体が単独で排除理由となる、ということである。このことを彼は、我々は命令規範——およびルール、原理——を正当化する理由ではなく、「規範を実体として語る」（*PRN*, 78）といった言い方をする。つまり、我々は規範について語る場合、規範を正当化する理由や、命令を出す行為のような規範が生み出される個別状況、あるいは規範が実践されているという事実に言及することなく、規範の内容——誰がどのような適用条件下で規範行為をすべきか——を直截にさすことができる、ということである（*PRN*, 78）。

例えば、なぜ人を殺すべきではないのかと問われたら、それがルールだからと答えることができる。「人を殺すな」というルールがあるなら、「人の生命は大切だ」——という事実は、人を殺さない一階理由である——とか、「人命は至高の価値だ」——という事実は、人を殺さない一階理由である——といった、ルールを正当化する理由に言及する必要がない。この場合、命令規範に言及するということは、その一階理由の面を正当化する理由たる事実に言及することなく、すべき行為に言及することができるということである。

他方で、命令規範が存在しない場合には、人は排除理由である事実——命令が出されたとか、社会的な実践があるとか<sup>5</sup>——に言及する（*PRN*, 78）。 $\phi$ せよという命令が出されたとしても——それが規範創造権能の行使でないなら命令規範とはならない（後述Ⅳ(1)(d)参照）——、または一定の状況で $\phi$ することが社会的実践であるとしても、それらは命令規範が存在することを意味しない。命令者は、自分の命令が、被命令者の判断で行為しない排除理由とみなされることを意図している。また社会的実践の中には、道路で左右どちらから来る車が優先されるか<sup>6</sup>について各自の判断で行為すると行為の調整がうまくいかないようなものがある。もし、左右どちらかが優先という慣習があるとすれば、そのような実践が存在するという事実は、自分自身の判断では行為しない排除理由である。

#### (b) 当為言明とルール言明の相違

これまでのラズの考察では、命令規範が行為理由であることがすでに前提とされていた。我々が規範やルールを実体として語り、それを行為の完全理由つまりそれ自体で行為の指針となる理由とみなしていることは、以下の当為言明とルール言明の比較から明らかになる。

ラズによると、「 $x$ は $\phi$ すべし」という当為言明と、「 $x$ が $\phi$ すべきであるというのがルールであ

<sup>5</sup> ラズは、干ばつ——が起きたという事実——に言及するという例を挙げているが、この事実は、ラズが書いている通り、水の消費を減らす理由である（*PRN*, 78 参照）。したがって、一階理由——しかも補助理由（発効理由は、人間が生活上水を必要とするという事実であろう。なぜなら、人間が水を必要としない生き物であったなら、干ばつが発生したとしても、水の消費を減らすということは問題にならないから。）——の例であるため、命令規範と他の排除理由との存在的な相違が問題となる当文脈ではミスリーディングな気もするが、すべての人が思うがままに水を使うと問題である以上、干ばつが発生したという事実は、各人が自分自身の判断で行為しない排除理由であるとみなすことができる。

<sup>6</sup> この例は、別の文脈だが、*PRN*, 81 参照。

る」というルール言明とを比較検討すれば、当為言明は「 $\phi$ する理由がある」という言明、つまり理由の存在を示す言明にすぎないのに対して、ルール言明はそれ自体が理由の言明であることがわかる。

それはなぜか。xが何をすべきか決めなければならない状況にあるとしよう。xはyに助言を求め、yがxに $\phi$ すべしとだけ言ったとする。xはこの助言を役立てることができない。なぜなら、xが何をすべきか決定するためには、 $\phi$ する理由と $\phi$ しない理由の比較衡量をしなければならないからである。yの助言は、 $\phi$ する理由が存在することを示唆するけれど、具体的にどんな理由なのか、どれくらいの重みをもつかわからない以上、理由の比較衡量で秤をどちらに傾けるのかわからないのである (PRN, 79-80)。

他方で、xが何をすべきか決めなければならない状況において、yが $\phi$ すべきであるというルールが存在するとxに言ったとする。この場合には、理由の重みの問題は生じない。なぜなら、ルールはルールである以上、そのルールの指示と衝突する理由を排除するからである。ルールが存在する状況では、xは、一階理由の比較衡量をすることなく——つまりルールの正当化理由も知ることなく——、何をすべきか知ることができるのである (PRN, 79-80)。

こうして、ラズはルールや命令規範が行為理由として直接に援用される実践があることを示して、ルールが存在するという事実は即行為理由であると主張するのである。

以上、命令規範は、完全な行為理由であり、実践的推論において排除理由として機能していることが示された。これと対照的に、以下のⅢ、Ⅳで取り上げる許可規範と権能付与規範は、行為すること（または行為しないこと）を要求しないので、行為理由ではない。

### Ⅲ 許可規範

#### (1) 三つの許可概念

許可規範がどのように人々の行為を指導するのかを探求するにあたり、まずラズは許可規範が前提とする許可概念がどのような意味をもっているのか特定することから始める。彼は、弱い許可 (weak permission)、排除理由に基づく許可 (permission based on exclusionary reason) および排除許可 (exclusionary permission) という三つの許可概念の比較検討を通して、許可規範によって与えられる許可は排除許可というラズ独自の概念によって捉えられるとする。以下では、これらの許可概念を順次取り上げて、行為理由の論理学における許可の意味を明らかにしたい。

##### (a) 弱い許可

従来、単にある行為をすることを禁止する（または命令する）規範が存在しないことの結果として、その行為（または行為しないこと）が許可されている場合、それは「弱い許可」とされ、これに対して、許可を積極的な内容とする規範が存在する場合、それは強い「許可」とされてきた (PRN, 86-89)。しかし、ラズの「弱い許可」と「強い許可」 (strong permission) の概念は、これ

とは異なることに注意しなければならない。

ラズによれば、許可（弱い許可も強い許可も含む。）は、実践的推論において特殊な役割を果たす。行為理由は、実践的制約を課す。換言すれば、ああではなく、こう行為するよう要求する。これに対して、許可は、制約の不存在を示す。「 $\phi$ することを許可されている」ということは、 $x$ が $\phi$ しても理由（＝理性）に反して行為しているわけではないということの意味する（*PRN*, 89）。

許可の理由にはさまざまなものがある。例えば、 $x$ が $\phi$ することを許可されているのは、 $\phi$ することに反対の理由——つまり $\phi$ しない理由——が、 $\phi$ することに賛成の理由をその重みにおいて超えない（ $\phi$ しない理由がない場合も含む）からということもある（*PRN*, 89）。これが、ラズのいう「弱い許可」である。（ $\phi$ しない理由が $\phi$ する理由より重くないことは、前者と後者が同じ重さであるか、後者が前者より重いかであることを意味し、後の場合、 $\phi$ すべしという結論になるから、 $\phi$ すべきなら、 $\phi$ することは許可されているとはいえ、ラズの「弱い許可」の定義には、なにか積然としないものが残る。だが、ここでは疑問点を指摘するに留める。）

#### (b) 排除理由に基づく許可

他方で、 $\phi$ しない強い理由が存在するにもかかわらず、 $x$ は $\phi$ することを許可されている場合もある。どういう場合かという、 $\phi$ しない理由を排除する理由がある場合、または、 $\phi$ しない理由の少なくともいくつかを排除する理由があり、そこで排除されない $\phi$ しない理由が $\phi$ する理由を、その重みにおいて上回らない場合である。この場合の許可は、排除理由に基づく許可である。それは、理由の不存在ではなく、理由が存在することに基づいているがゆえに、「強い許可」にラズは分類する（*PRN*, 89）。

しかし、ラズによると、排除理由に基づく許可は実践的推論において重要な役割を果たさない。なぜなら、排除理由は、ほとんど例外なく、一階理由と結び付き、両者が合わさって適用されることにより、その一階理由が支持する行為が要求されているという結論を導くからである。つまり、排除理由に基づいて許可される行為は、すべき行為でもある。排除理由に基づく許可は、 $\phi$ することが要求されているがゆえに、 $\phi$ することが許可されているにすぎない。この場合に、実践的推論において重要な役割を果たすのは、 $\phi$ することが許可されているということではなく、 $\phi$ すべしという他にもない一定の仕方で行うことの要求の方である（*PRN*, 89-90）。

#### (c) 排除許可 (exclusionary permission)

ある行為をしない（一階理由の比較衡量における）結論的理由 (conclusive reason)<sup>7</sup>が存在するという事実にもかかわらず、それを無視してよいなら、その行為をすることは許可されている。ラ

---

<sup>7</sup>「結論的理由」とは、一階理由の重みの比較衡量の結果、結論として出てくる理由のことである。それについては *PRN*, 27-28、および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」(前掲注 1) 49-50 頁参照 (ただし、そこでは本稿とはちがって、'conclusive reason' を「決定的理由」と訳出している)。

ズは、これを「排除許可」と呼ぶ。排除許可は、弱い許可、すなわち、その行為をしない結論的理由の不存在に基づく許可と異なる。排除許可はまた、（その行為をする理由と）衝突する理由を無視することを要求しない——無視してもよい、というだけである——点で、排除理由に基づく許可とも異なる。したがって、排除理由によって排除される理由を無視しないなら理性に反して行為することになるが、排除許可によって無視してよいとされている理由に基づいて行為したとしても理性に反して行為することにはならない（PRN, 90）。

排除許可は、弱い許可と異なり、理由が存在することに基づいているがゆえに、強い許可である（PRN, 90）<sup>8</sup>。

排除許可は、ある行為をしないための結論的理由を無視することを許すのであるから、その正当化が常に要求される。しかし、それは許可である。それは行為に制約を課さない。どう行為すべきかを決定しない。つまり、排除許可は許可である以上、直接的には人々の行為を指導しないのである。

それにもかかわらず、ラズによると、排除許可は、実践的推論において重要な役割を果たす。なぜなら、 $\phi$ する排除許可は、 $\phi$ しない結論的理由を無視することを可能にするという意味で、行為理由に反作用するからである<sup>9</sup>。 $\phi$ しない結論的理由は、他の事情が等しければ、 $\phi$ しないことを結論として導く。しかし、 $\phi$ する排除許可が与えられているということは、 $\phi$ しない結論的理由を無視して $\phi$ することを可能にする。このように、排除許可は、実践的推論の結論を変えうるのである。そのため、排除許可は、行為を直接的には指導しないし、行為理由でもないにもかかわらず、実践的推論に寄与する（PRN, 90-91）。

以上のように、理由の不存在に基づく弱い許可、排除理由に基づく許可および排除許可という三つの許可概念の比較を通して、ラズは、行為理由の論理学においては、排除許可を最も重要なものとして位置づける<sup>10</sup>。

---

<sup>8</sup> 上述した排除理由に基づく許可も、理由の存在に基づくがゆえに、強い許可と呼ばれていたことに注意されたい。

<sup>9</sup> 排除許可も、排除理由と同様に、排除してよい理由の範囲に制限がある。xが $\phi$ する排除許可をもつということは、xが $\phi$ することに反対のすべての理由を無視してよいということではなく、xは一定の種類のを考慮を無視してよいだけである（PRN, 91）。

<sup>10</sup> 排除許可という概念を実践哲学に導入するメリットとして、 $\phi$ しないことが非難されるわけではないが、 $\phi$ することが賞賛を受けるような、功徳的行為（supererogation）という規範現象を説明できることが挙げられる（PRN, 91-94 参照）。

例えば、一階諸理由の比較衡量の結果、慈善団体に寄付すべきであるとしよう。この場合に寄付しなかったとしたら、理由の比較衡量の結論に反する行為をするという意味で、すべきでない行為をすることになる。通常、すべきでない行為をすると非難に値するけれども、寄付行為は、たとえそれをしなかったとしても非難されるような行為ではない。これを説明するために、（寄付しない）排除許可という概念を導入すると、理由の比較衡量（あるいは結論的理由）を無視することが許可されているので、理由の比較衡量に反する行為——すべきでない行為（寄付しないこと）——をしても、非難に値するわけではないということが説明できる。

## (2) 許可規範

### (a) 人によって与えられる許可

以上、許可規範が前提とする許可概念が明らかにされた。許可規範は、一定の理由を無視してよい排除許可を与える規範である。許可規範も、命令規範と同様、実体化して考えることができる。つまり、規範の正当化理由や規範の発生原因から切り離して、その内容だけを考えることができる (PRN, 95)。前述Ⅱ冒頭で触れた、ウリクトの規範の四つの構成要素——①義務論的演算子、②名宛人、③規範行為、④適用条件——をもちいて、許可規範を定式化すると、「②xは、④適用条件cにおいて、③ $\phi$ して①よい」と表すことができる。

許可も、命令規範と同様、制定の次元をもっている。したがって、許可は与えられうる、または付与されうる。だが、許可を与えることは、行為が許されていると単に主張することとは異なる。許可を与えることは、することが許されていない行為を、することが許されている行為に変えることである。弱い許可も、排除許可も、どちらも人によって与えられうる。 $\phi$ する弱い許可をxがyに付与するのは、yが $\phi$ しないことが要求されないように、 $\phi$ しない理由をxが変更することができる、かつそうする場合である。ラズは、yがxにお金を借りているという例を挙げている。xがyに対する債権を放棄するなら、xはyに対してお金を返済しない弱い許可を与えることになる (PRN, 96)。

しかし、この場合にxが変更するyの理由は、二階理由——正確には保護された理由<sup>11</sup>——であることに注意されたい。xの側からみると、xがyに弱い許可を与えること (xの債権放棄) は、yの債務——これはyがxに弁済する一階理由と、それと衝突する理由で行為 (弁済しないこと) をしない排除理由との結合、すなわち保護された理由——を取り消すものである<sup>12</sup>。つまり、債務が消滅することで、保護された理由の一階理由の面と二階理由の面が共々なくなる——この意味でxはyの行為理由を変化させる——のであるが、保護された理由の一階理由の面に基づいている事実——ここではyがxに金を借りたという事実 (は、yがxに金を返す一階理由である) ——が消えるわけではない——つまり、xが変更するyの理由は、理由 (債務) の理由ではなく、理由 (債務) である<sup>13</sup>。

---

<sup>11</sup> ラズは、一階理由と排除理由の組み合わせを「保護された理由 (protected reason for action)」と呼ぶ。Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 2009) (以下LAと略記して引用および参照箇所を示す。), pp. 3-27, at17-18 参照。

<sup>12</sup> LA, at18 および拙稿「ジョセフ・ラズの権威の概念」法学研究論集 (明治大学大学院) 第51号 (2019年) 42頁参照。

<sup>13</sup> 命令規範やルールを廃止すること (すなわち規範を不存在にすること) によって、それまですることが許されていなかった行為が、することが許された行為になることがある。例えば、喫煙禁止のルールがあるとすると、喫煙は許されていない。このルールが廃止されると、喫煙が可能となる。しかし、ルールの廃止は、喫煙を許されたものとするが、必ずしも弱い許可を与えているわけではない。ラズによると、許可が与えられるのは、許可を与えると意図されている場合である。許可を与える行為を、その名宛人が許可を与えられるものだとみなすことが意図されている必要がある (PRN, 97)。

それに対して、 $x$  が排除許可を  $y$  に与えるのは、 $x$  が  $\phi$  しない  $y$  の一階理由を変えないが（前段落と比較参照されたい）、 $y$  に当該理由を無視する自由を与えるように  $x$  が行為することができ、かつそうする場合である。例えば、 $x$  が、 $y$  が  $x$  の利益を害する行為をすることに同意する場合である。 $x$  は  $x$  自身の利益を無視する許可を  $y$  に与えている。この許可は、 $x$  の利益を無視する一階理由ではなく、単にそれを無視することを認める二階の許可である（*PRN*, 96–97）。（なお、「二階の許可」における「二階」は、排除理由が二階理由と言われるときの「二階」と同じ意味である。*PRN*, 94.）

#### (b) 許可規範が与える排除許可

以上の二つの例は、弱い許可と排除許可が人によって与えられる例である。排除許可は許可規範によっても与えられる。人が命令規範を、その正当化理由を知ることなく、行為理由として用いることができるように（前述Ⅱ（4）（a）参照）、許可規範も、その正当化に言及することなく、語ることができる（*PRN*, 95）。

例えば、刑法で禁止されている中絶が、一定の場合に許可される場合である。 $\phi$  する排除許可が与えられるのは、 $\phi$  しない一階理由を変更しないが、それを無視する自由が与えられる場合である。中絶する許可は、それが禁止されていることを変えないが、一定の条件で、その禁止を無視する許可が与えられているのである。注意すべきことに、中絶を禁止する法律——中絶しない一階理由かつそれと衝突する理由で行為（中絶しないことを）しない排除理由——を、許可規範が与える排除許可によって無視してよいという場合には、一階理由を変更しないだけでなく、排除理由が排除許可によって取って代わられているのである（*PRN*, 96）。

## Ⅳ 権能付与規範

### (1) 規範的権能の概念

ラズは、権能付与規範がどのようにして人々の行為を指導するのかを考察するに先立って、まず規範的権能とは何かを念入りに検討している。この規範的権能の探求は、何が権能の行使であるのかを説明することによって達成できるとされる。

#### (a) 規範的行為を遂行する能力としての規範的権能

従来、規範的権能とは、規範的行為を遂行する能力であると定義されてきた。規範的行為とは、規範やルールに言及することによってのみ説明できる行為とされる。例えば、法的権能——ある種の規範的権能——は、法律行為（例えば、遺言、契約、約束など）をする能力である。しかし、この見解に従うと、規範によって要求される行為は、どれも権能の行使であるということになってしまう。例えば、所得税を支払うことは、所得税法に言及すること以外では説明できないため、この見解では、規範的行為となる。しかし、所得税を支払うことは権能の行使でないとして一般に考えられ

ている (PRN, 98)。

(b) 規範的変更をもたらす能力としての規範的権能

法的権能は法的変更をもたらす能力として説明されることがある。それによると、法的変更は権利者や他者の権利義務の変更である。これを一般化すれば、規範的権能は規範的変更、つまり行為理由の変更をもたらす権能であるということになる。しかし、この見解に基づくと、権能の行使と、理由によって要求される行為の遂行を区別できないことになる。例えば、x が今薬を飲む理由をもっており、薬を飲んだら、薬を飲む理由はなくなる(その意味で理由は変更された)。しかし、薬を服用することは、規範的権能の行使ではない (PRN, 99)。

(c) 影響力としての規範的権能

ラズはかつて規範的権能を影響力の一種と考えていたが、現在では改説したと述べている<sup>14</sup> (後述(d)参照)。影響力は、人々の行為理由とそれに対する信念に影響を与えることによって行使される。例えば、マスメディアが飲酒の危険性を執拗に訴えてくることによって、x が酒を飲みたくないと思うようになった場合である。x が酒を飲みたくないと思っているという事実は、x が酒を飲まない(発効)理由である。しかし、メディアが飲酒の危険性を報道することは、x の発効理由を生ぜしめた——つまり行為理由に影響を与えた(上記(b)参照)——が、権能の行使ではない (PRN, 99)。

(d) 排除理由および排除許可を変更する能力としての権能

ラズは命令を出す権能の検討を通して規範的権能についての自身の見解を導く。彼によると、我々は、命令する規範的権能をもつ。命令する規範的権能と、命令する能力は同じではない。例えば、両親は自分の子どもに対しては、命令する規範的権能をもつだろうが、他人の子どもに対しては命令できるだけであろう。命令が妥当であるのは、命令者がそれを出す権威、すなわち規範的権能をもつ場合である。命令が拘束的であるのは、それが妥当であるときである。したがって、命令が妥当であるのは、命令が命令者の規範的権能の行使によるものであるときである。そうであれば、両親が自分の子どもにする命令は、権能の行使であるがゆえに、妥当でありかつ拘束的である。

また、命令が、拘束的であるのは、それが単なる一階理由ではなく、排除理由でもあるからである。命令者は、自分の命令を、受け手が自分の判断を理由にして行為しない排除理由として受け取れることを意図している。つまり、命令者による命令する権能の行使は、排除理由を生み出すのであ

---

<sup>14</sup> Joseph Raz, *The Concept of a Legal System* (2<sup>nd</sup> ed., Clarendon Press, 1980) pp. 156–164 および PRN, 207–208 の note7 参照。『法体系の概念』における権能付与規範に関する論述は難解さを極めているので、遺憾ながら、行為理由の論理学において理解される権能付与規範との比較検討は今後の課題としておく。

る。また、ラズによると、このような考察は、排除許可にも当てはまる。つまり、許可をする権能を行使することは、排除許可、すなわち二階の許可（前述Ⅲ(1)(c)参照）を生み出すことである（許可規範によって与えられる排除許可は、排除理由に取って代わることに注意されたい（前述Ⅲ(2)(b)参照））（以上、*PRN*, 100-101）。

ラズは、命令を出す権能の事例を一般化して、規範的権能を定義する。規範的権能とは、「自身自身の行為や他人の行為に当てはまる排除理由に影響を与える能力」（*PRN*, 101）（許可規範によって与えられる排除許可は、排除理由に取って代わるという意味で、排除理由に影響を与える）である。排除理由は二階理由であるので、排除理由に影響を与える能力である規範的権能の観念は、一階理由だけに影響を与える行為には当てはまらないのである（*PRN*, 101）。なお、ここで「影響を与える」（*affect*）といているのは、規範的レベルでの「影響」の問題であり、「変更する」とほとんど同義である。したがって、上記(c)で取り上げた因果的な「影響力（*influence*）」とは意味が異なる（*PRN*, 103）。

#### (e) 規範的権能を行使する行為の定義

しかしながら、以上のように、排除理由に影響を与える能力として規範的権能を定義しただけでは、依然として、規範的権能を行使する行為（以下、権能行使行為と略記する）と、規範的変更をもたらすその他の行為とを区別するには不十分である。ラズは、権能行使行為を、規範やルールに言及することのみ説明できる行為であるという見方を否定し（前述Ⅳ(1)(a)参照）、ある行為が権能行使行為であるかどうかを、その行為を権能の行使とみなすべき理由に着目して特定すべきであると主張する（*PRN*, 102）。

「ある行為が権能の行使であるのは、その行為を規範の存在またはその適用に影響を与えるものとして認める理由が、人々がこの目的のため（規範およびその適用に影響を与えるため）にそう行為することを欲するなら、そのような仕方でも規範の存在またはその適用に影響を与えることができるのが望ましいときに限られる」（*PRN*, 102）。

「ある行為が規範的権能の行使である必要十分条件は、その行為が規範的変更をもたらすものとして認められる理由が、他の正当化理由もあるのだが、その行為が次のようなタイプの行為だということである。すなわち、そのタイプの行為が規範的変更をもたらすものと認められたなら、当事者がその規範的変更を確保したい場合にだけ、そのタイプの行為を一般に遂行すると期待するのが合理的であるようなタイプの行為」（*PRN*, 103）。

引用した二つの定義から、権能の行使は、規範の存在または適用に影響を与えるという意味で、規範的変更をもたらすものだということがわかる。その際、そのような規範的効果の発生を当事者の意思に（かからせることが望ましいから）かからせようとする点が権能行使の要点である。この見解に従えば、y が x の申し込みに対して承諾するという行為が権能行使とされる理由は、y の承諾によって、xy 間の債権債務関係が発生するようにさせることが望ましい、ということである<sup>15</sup>。

ラズは、上述の理由を基準として、規範的変更をもたらす他の多くの行為から、権能行使行為を区別する。ただし、注意すべきことに、権能の行使は、意図的である必要がない (PRN, 104)。権能行使行為と、規範的変更をもたらす他の行為を区別する、基準である理由は、行為理由ではない。それは、権能を行使する理由ではない。

ラズは、規範的変更を、規範の創造および廃止と、規範の適用における変更とに分ける。前者の例は、命令を出したり、法を制定したり廃止したりすることである。これらは排除理由を作ったり取り消したりすることである。規範の適用における変更の例としてラズが挙げるのは、売買、婚姻、軍隊への入隊などである。売主が所有する物を買主に売ると、物の所有権が買主に移る。すると、売主はもはや所有者ではないので、物の処分をする権限がなくなる。売買によって売主を取り巻く所有関係を規律する法の適用に変化が生じたのである<sup>15</sup>。ラズは規範を作ったり廃止したりする権能を規範創造権能 (norm-creating power) と呼び、規範の適用を変更する権能は統制権能 (regulative power) と呼ぶ (PRN, 103)。

## (2) 権能付与規範

権能付与規範が存在するなら、それは名宛人の行為の遂行が一定の規範的効果をもつと規定する (PRN, 104)。そのため、権能付与規範は「x は、一定の条件下で、 $\phi$  すると、z という規範的効果をもたらす」と定式化できる。例えば、「x は、y から売買の申し込みを受けた状況で、それを承諾すると、x と y の間で債権債務関係が発生するという規範的帰結をもたらす」。

しかし、規範的権能は、その行使が規範に影響を与える以上、影響を受ける規範と密接な関係にある。そこで、そもそも権能付与規範というタイプの規範を独立に認める必要があるのか、という問題が生じる (PRN, 104)。

### (a) 統制権能と権能付与規範

ラズによると、権能付与規範を認める必要性は、それが関係する二つの規範的権能によって異なる。規範の適用を変更する統制権能は、その行使が、その適用を統制するところの規範が存在することを前提とする。そのため、統制権能が、それが統制する規範によって付与されたものとみなすべきか、それとも別個の規範によって付与されたものとみなすべきか、検討を要する (PRN, 104)。

<sup>15</sup> ラズは、法の外の規範的権能として重要なのは、権威とコミットメント (任意的義務を引き受ける権能) であるとし、規範的権能の分析を完成させるためには、拘束的約束と任意的義務の引き受けが一般的に排除理由であることを示す必要があると付言している (PRN, 101-102)。権威に関しては、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27, コミットメントについては、Joseph Raz, “Voluntary Obligations and Normative Powers” in *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supp. Vol. 46 (1972), pp. 72-102 参照 (以下、VONP と略記し、引用参照箇所を示す)。

<sup>16</sup> VONP, 85 では、法の創造および廃止も法の適用を変えるので、すべての権能は究極的には統制権能であると説明されている (ただし、本文とは違い、裁判官による法適用が念頭に置かれた説明である)。

ラズは、統制権能は、その行使が影響を与える規範によって付与されるのではなく、それとは別の規範によって付与されたものとみなすべきだと主張する。なぜなら、規範の目的は人の行為を指導することである以上、一つの規範が複数の行為を指導するとみなすよりも、一つの行為を指導するとみなしたほうが、規範によって指導される行為が明白となり、行為を指導するという目的にかなうからである。権能行使行為も、権能が個々の規範によって付与されているなら、規範によって指導される<sup>17</sup>。このことは、権能が、その行使によって影響を受ける規範によって付与される場合でも、影響を受ける規範とは別個の規範によって付与される場合でも、変わりはない。しかし、権能が、その行使によって影響を受ける規範によって付与されているとする場合、権能行使によって影響される規範が、それが要求したり、許可したりする行為、つまり権能行使行為とは別の行為も指導する、ということも考慮に入れなければならない。そのため、規範が行為を指導するという目的がもっともよく果たされるには、権能付与規範を別個の規範として認めたほうがよいのである。以上の理由から、ラズは、統制権能は、それが影響を与える規範によってではなく、別個の権能付与規範によって与えられるものとみなすべきであると主張する (PRN, 104-105)。

#### (b) 規範創造権能と権能付与規範

他方、規範創造権能については、その行使によって創造される規範は、その権能発生時点ではまだ存在していない。規範創造権能の行使によって廃止されうる規範もまた、多くの場合、その権能発生の時点ではまだ存在していない。それゆえ、規範創造権能は、その行使によって創造または廃止される規範によって付与されると考えることはできない。残る問題は、規範創造権能が規範によって付与されうるか否か、ということだけである (PRN, 105)。

ラズによると、規範創造権能付与規範も、命令規範 (前述Ⅱ (4) (a) 参照) および許可規範 (前述Ⅲ (2) (b) 参照) と同様に、それを正当化する理由に言及することなく、規範として語ることができる。例えば、ある機関が一定の手続によって法を制定できるとする規範は、(規範創造) 権能付与規範である<sup>18</sup> (PRN, 105)。

---

<sup>17</sup> 後述するように、権能付与規範は、行為理由ではないので、人の行為を直接的には指導しない。しかし、権能付与規範を参照すれば、権能行使行為が何であるかがわかる。例えば、物を売買したい場合には、売買の申し込みに対して承諾すればよい。そのため、その物を売買したいと思った——これは発効理由——、かつ、その物を売買するには、その物の売買の申し込みを承諾する必要がある——これは権能行使行為を特定する補助理由——という事実は、その売買の申し込みを承諾する完全理由である。権能付与規範は発効理由と一緒にあって、行為を指導する。

<sup>18</sup> ラズによると、命令規範を作る権能は、服従規範 (obedience norm) ——ラズはこれを特殊な命令規範と呼ぶ——によって付与されたものとみなすことができる。服従規範は、規範の名宛人に対し、権能保持者が権能を行使した場合に、彼に従うことを要求する規範である。ラズの挙げる例では、「子どもは両親に従うべきである」は両親に権能を付与する服従規範とみなされる (PRN, 105)。

### (c) 権能付与規範と実践的推論

権能付与規範それ自体は、行為する理由でも行為しない理由でもない。にもかかわらず、実践的推論の結論に影響を与える。x が何をすべきかは、x が当該規範の変更を引き起こすことを望むかどうか、あるいは、その規範の変更をもたらすことに賛成または反対の理由をもつかどうか依存する<sup>19</sup>。したがって、x が規範の変更を望むか、それに賛成する理由がある場合、権能付与規範を使用するという行為をすることになろう。このように、権能付与規範は、行為を特定する補理由として実践的推論に寄与するがゆえに、規範的であり、行為を指導すると言いうことができる（前掲注17 参照）（PRN, 106）。

## V 若干の検討

### (1) 命令説および実践説との違い

規範が存在する——という事実は、行為の完全理由である——というとき、我々は、規範が妥当であること、規範が実践されていること、あるいは規範が指図（または制定）されていることを意味する（PRN, 80）。ラズは、これらを規範の三つの次元と呼ぶ。規範の性質についてかつて提唱された命令説——この立場は、規範が何者かによって指図されていることにその本質を見出す——、および実践説（実効性説の一種）——この見解によれば、規範は人々に実践されることに本質がある——に対抗して、行為理由の論理学では、規範によって人が指導されることが正当化されるという意味での、規範の妥当性の次元が三つの次元のうちで中心的位置を占めるとする（PRN, 84）。

規範の妥当性の次元は、（命令）規範によって、行為者が自身の行動を指導すべきかどうかに関わる。ラズによると、規範が妥当である必要十分条件は、規範が適用できる時、すなわち規範の適用条件が満たされた場合に名宛人が規範によって行為を指導されることが正当化されることである<sup>20</sup>（PRN, 80）。

三つの次元のうち妥当性の次元が最も重要な次元である。なぜなら、実践される規範や指図された規範は必ずしも常に妥当なわけではないからである。規範が実践されるということは、その規範を妥当と考えて従っている者がいるということ、規範が指図されているということは、指図者がその規範が妥当なものとして名宛人に受け取られることを意図しているということである。行為者が、行為理由として規範を参照するという意味で、規範は行為理由である（PRN, 84）。

H. L. A. ハートが法体系を義務を課す一次ルールと権能を付与する二次ルールの結合とみなし

<sup>19</sup> VONP, 82 によると、権能付与規範が x（公職者）に  $\phi$  する権能を付与する場合、 $\phi$  という行為は命令される。その行使が義務づけられている権能を、ラズは、命令的権能（mandatory power）と呼ぶ。

<sup>20</sup> 許可規範が妥当であるのは、許可規範が一定の理由を無視する自由を与えるときに、当該許可規範に基づいて行為することが正しい場合（つまり、行為の結論的理由を無視することが正当化される場合）（PRN, 96 参照）であり、権能付与規範の妥当性については、権能の行使によって影響を受ける規範が妥当である場合に、当該権能を付与する規範も妥当である（PRN, 106 参照）と説明される。

たのに対して、ラズは、行為を直接には指導しない許可規範と権能付与規範ではなく、行為を直接的に指導する命令規範を中心に据える。他方で、ケルゼンとは違って、制裁に中心的位置を与えない。なぜなら、制裁は行為理由ではないからである。「 $\phi$ したら、制裁を科す」という場合に、制裁を科すことは、 $\phi$ しないことの正当化とは無関係だからである。

## (2) 義務論理学との違い

初歩的な義務論理学と比べた場合、行為理由の論理学において特徴的なのは、命令については二階の排除理由を、許可については排除許可を導入し、それらと一階の行為理由とを関係させて命令と許可を理解していることである（表1参照）。

表1 指示内容の違い

	義務論理学		行為理由の論理学	
	命令	許可	命令	許可
二階			排除理由	排除許可
一階			$\phi$ すべし	$\phi$ してよい

義務論理学が命令を「 $\phi$ すべし」と理解しているのに対して、ラズは、命令を「 $\phi$ する理由がある」と「自分の判断を理由にして $\phi$ しないこと、をしない理由」との結合とみなしている。他方で、義務論理学は許可を「 $\phi$ してよい」と理解する。これに対して、ラズは、 $\phi$ しない排除許可を「 $\phi$ する（一階）理由がある」ことを前提として「その一階理由を無視してよい」という二階の許可と考えている（PRN, 95-96）。

ラズは、 $\phi$ する命令規範が存在することによって含意される $\phi$ する許可（排除理由に基づく許可）、および $\phi$ する結論的理由が存在しないことによる $\phi$ しないことの弱い許可、これらの二つの場合の許可は行為理由の論理学においてはほとんど意味をもたないのである。

## VI おわりに

本稿では、行為理由の論理学において命令規範、許可規範および権能付与規範がどのように定義され、どのような位置を占めるのかに関心をもって、それを紹介、検討してきた。しかし、それら各種の規範の観点から、特に法規範が行為理由の論理学の中でどのように分析され、位置づけられるのか、そして、ラズの見方が初期の著作『法体系の概念』で提示された規範理論からどのような変容を遂げたのか等々、法哲学上重要な問題については、遺憾ながら、立ち入ることができなかった。その検討は今後の課題としたい。